

刑法の摘要

全

特39

806

035910-000-5

特39-806

刑法摘要

高崎脩助

M15

BBP-0507



特39

806

正印

コ
一

成子

玄慈 熟釋 之 筆

梅花 於 上 時

謀 何 橋 之 入 書



刑法摘要

高崎脩助編

刑法第一編 總則

○第一章 法例

第一条 凡法律に於て罰を可き罪別て三種と爲す

一 重罪 ○ 二 輕罪 ○ 三 違背罪

第二条 法律に正条なき者ハ何等の所爲トシテ之を

罰するトシテを得ん

○第一節 刑名

第七条 左ノ記載したる者を以て重罪の主刑と爲す

一 死刑 ○ 二 無期徒刑 ○ 三 有期徒刑 ○ 四 無期流刑

五 有期流刑 ○ 六 重懲役 ○ 七 輕懲役 ○ 八 重禁獄 ○

九 輕禁獄

第八條 尤は記載したる者を以て拘罪の正刑と爲す

一 褫奪公権の二 禁禁錮の三 罰金

第九條 尤は記載したる者を以て遠禁禁錮の正刑と爲す

一 拘留の二 科料

第十條 尤は記載したる者を以て附加刑の主刑と爲す

一 剝奪公権の二 停止公権の三 禁産の四 監視の五 罰金
六 没収

○第二節 主刑處分

第十七條 徒刑ハ無期有期を分たず各地ニ移送シ定役ハ
服ト

第二十六條 罰金ハ裁判確定の日より一月内ニ納完セしむル
限内納完セざる者ハ一日を一日ノ折算シ之ヲ科料ニ換ス

其一月ニ滿ザル者トシテ仍一日ノ折算セ

罰金を科料ニ換スル者ハ其ノ裁判を以テ換算スル者ノ
限内納完セざる者ハ其ノ裁判を以テ換算スル者ノ

限内納完セざる者ハ其ノ裁判を以テ換算スル者ノ
限内納完セざる者ハ其ノ裁判を以テ換算スル者ノ

限内納完セざる者ハ其ノ裁判を以テ換算スル者ノ
限内納完セざる者ハ其ノ裁判を以テ換算スル者ノ

限内納完セざる者ハ其ノ裁判を以テ換算スル者ノ
限内納完セざる者ハ其ノ裁判を以テ換算スル者ノ

第三十條 科料ハ裁判確定の日より十日内ニ納完セしむル
限内納完セざる者ハ其ノ裁判を以テ換算スル者ノ

○第三節 附加刑處分

第三十一條 剝奪公権ハ尤の權を剝奪ス

一 國民の特權の二 官吏と爲るの權の三 勳章年金位記
等ヲ授給スル有するの權の四 外命の勳章を佩用スルの權

五 兵籍ニ入るの權の六 裁判所ニ於テ証人と爲るの權但
其ノ實を隱匿スルハ此限ニ入ル。七 後見人と爲るの權但

其ノ實を隱匿スルハ此限ニ入ル。七 後見人と爲るの權但

刑罰の執行を以て子孫の爲に或るは限らざること第八節
罰金の受取人となすこと又ハ會社員ノ共有財産を管理する
の權ニ九學校長及び監督官監と爲るの權

第四十條 監視の期限ハ死刑の總リたる日より起算する刑の
預備免除を以てする時ハ其捕は就きたる日より起算す
若し刑を免して此ニ監視を付する時ハ其裁判確定の日よ
り起算す

第四十三條 老及記載したる物件たる者ニ没収を以
法律規定を以て別ニ没収の例を定めたる者ハ各々法律規定
を以てす

一法律を以て懲罰したる物件ニ犯罪の罰は供したる物
件ニ犯罪は周て得たる物件
○第四節 徴償處分

第四十六條 犯人刑ニ處せられ又ハ赦免せらるる時被
害者の請求を以て刑罰の還給換當の賠償を免らるる事
を降す

○第五節 刑罰計算
第四十九條 刑罰を計算するは一日と稱するハ二十四時を以て
一月と稱するハ三十日を以てし一年と稱するハ暦を以てす

○第六節 仮出獄
第五十三條 重刑に處せられたる者獄則を遵守し
監獄の秩序ある時ハ其刑罰四分の三を経るまでの後行政の處分
を以て仮出獄を許する事を得無効後刑の囚ハ十五年を経るま
るの後又囚

○第七節 期滿免除
第五十九條 主刑ハ九の年限を以て期滿免除を得

一死刑ハ三十年〇二有於徒刑ハ二十年〇三有於徒刑ハ九年
四有於徒刑ハ五年〇五有於徒刑ハ三年〇六有於
酒罰金六七年〇七有於科料ハ一年

〇第四章 不論罪及ハ減輕

〇第一節 不論罪及ハ有恕減輕

第七十五条 抗拒をなする者強制を遇ひたる多ハ罪ざるの罪
ハ重罪を論ぜん。天災又ハ急病の爲メ因リ避ク可クする
危殆に遇ひ自己若クハ親屬の身体を防禦するを爲る
所爲又ハ同

第八十条 罪を犯す時十二歳以上十六歳未満者若ハ其所居
是地を弁別したる者若ハ審察し弁別なく犯したる時
ハ重罪を論ぜん但情状又因リ満二十歳よりなる時留之を
場ハ留置せらるるを降。若ハ弁別ありて犯したる時ハ其

罪を宥恕して本刑より二等を減す

第八十三条 遠處を犯ハ満十六歳以上二十歳未満者若ハ其罪
を宥恕するを降す。満二十歳以下十六歳未満者若ハ其罪
を宥恕して本刑より一等を減す二十歳未満者若ハ其罪を
其罪を論ぜん

〇第二節 自首減輕

第八十五条 罪を犯する未ダ發覺せざる前ニ於テ官又ハ自
首したる者ハ本刑より一等を減す但謀殺故殺に係る者ハ自首減
輕の限よりあらず

第八十六条 財産又對する罪を犯したる者自首して其贓物
を還納し損害を賠償したる時ハ自首減輕の外仍ホ本刑より二
等を減す其全款を還納せずと雖も亦叙以上を還納したる
時ハ一等を減す

○第七章 数罪俱発

第百一条 遠懲罪二罪並俱に発したる時ハ各其刑を科す
るべき罪又輕罪と傳へ發したる時ハ一の重きを採らん

○第九章 未遂犯

第百十二条 罪を犯さんとて己は遂るるを行や終り犯人
意外の障礙あるハ糾措を因り未だ遂ざる時ハ已に遂けし
者の刑の一等又ハ二等を減す

○第十章 親屬例

第百十四条 此刑法は於て親屬と稱するハ尤も記載したる
者を以て
一 祖父母父母主婦。○二 子孫及び其配偶者。○三 兄弟姉妹
及び其配偶者。○四 兄弟姉妹の子及び配偶者。○五 父母の兄弟
姉妹及び其配偶者。○六 父母の兄弟姉妹の子。○七 配偶者の

祖父母父母のハ配偶者の兄弟姉妹及び其配偶者。○九 配偶者
の兄弟姉妹のハ配偶者の父母の兄弟姉妹

第百十五条 祖父母と孫と稱するハ曾祖父母外祖父母同し父母と孫
と稱するハ祖父母同し兄弟姉妹と稱するハ庶子曾孫外孫同し兄弟
姉妹と稱するハ異父異母の兄弟姉妹同し。○養子と稱するハ養父
及び養母の例に準ずる

第二編 公益に關する重罪輕罪 ○第三章 職務を濫する罪

○第一節 官吏の職務を行ふに妨害する罪

第百四十一条 官吏の職務を對し其目前に於て刑容を爲しハ
言葉を以て侮辱したる者ハ二月以上二年以下の重禁錮を處しハ
以上五年以下の罰金を併加す。其目的はありば、後ハ刑行の文書
圖画又は公然の演説を以て侮辱したる者亦同し

○第四節 附加の執行を迫るの罪

第百五十五条 監視を付せられたる者其級別を違背したる時ハ十五日以上六月以下の懲務罰は處せ

○第七節 人の住所を侵す罪

第百七十一条 昼る故なく人の住居したる邸宅又ハ人の看守したる建造物に入たる者ハ十日以上六月以下の懲務罰は處せ

し。又ハ九日記載したる所ある時ハ一等を加ふ

一門戸牆壁を踏破損壞しハ損論を因きて入たる者。二兎器その他犯罪の用は供す可き物品携帶して入たる者。三暴行を為して入りたる時。四二人以上入りたる時

○第八節 官の封札を破棄する罪

第百七十四条 官署の處令は因り特別に密屋倉庫その他の物件を施したる封札を破棄したる者ハ二月以上二年以下の懲務罰は處せ若し看守者自ら犯したる時ハ一等を加ふ

○第九節 公務を行ふを拒む罪

第百七十八条 陸海軍の徴兵に編入せらる可き者身體を毀傷して疾病を作造し其他詐偽の所為を以て免役を圖りたる時ハ二月以上一年以下の懲務罰は處せ三円以上三十円以下の罰金を併加す

若し他人は囑託し其姓名を詐稱して代り徴募し應せしめたる者亦同し之を囑託を以て徴募し應じたる者ハ第二百三十一条の例に照して處断す

○第四章 信用を害する罪 ○第一節 貨幣を偽造する罪

第百八十二条 内閣通用の金銀貨及び紙幣を偽造して行使したる者ハ懲務罰は處せ。若し偽造して行使したる者ハ輕微な處に

又處せ

第百九十三条 貨幣を取受するの後に偽造又ハ變造ある事を知り之を行使したる者ハ其價額三倍の罰金ニ處せ但し其罰金ハ

一 二円以下は降格するを得ず。

第百九十九条 已に貼用したる各種の紙幣及び郵便切手を再び貼用したる者ハ二円以上三十円以下の罰金ニ處せらる。

○第四節 私的私書等を偽造する罪

第二百十条 買貸借贈遺交換其他権利義務を定めん私書如偽造し又ハ増減を換して行使したる者ハ四月以上四年以下の重懲罰ニ處し四円以上四十円以下の罰金を付加せ。其餘の私書等と偽造し又増減を換して行使したる者ハ一月以上一年以下の重懲罰ニ處し二円以上二十円以下の罰金を付加せ。

○第五節 免状鑑札及び疾病証明書を偽造する罪

第二百十五条 公務を免する可きため患者の氏名を用ひ疾病の証明書を偽造して行使したる者ハ自己の爲より他人の爲とするを分たし一月以上一年以下の重懲罰ニ處し三円以上三十円以下の罰金を

付加せ。医師嘱託を以てし新舊の證書を造りたる者ハ一等を加ふ。

○第六節 偽證の罪

第二百二十条 被告人を陷害する爲の偽證を造りたる者ハ九の例

に照して處断す。

一 一ヶ月以上一年以下の重懲罰ニ處し二年以上五年以下の重懲罰ニ處し十円以上五十円以下の罰金を付加せ。二 一ヶ月以上一年以下の重懲罰ニ處し二年以上五年以下の重懲罰ニ處し十円以上四十円以下の罰金を付加せ。三 遠慮を犯したる者ハ一月以上三月以下の重懲罰ニ處し三円以上十円以下の罰金を付加せ。四 一月以上三月以下の重懲罰ニ處し三円以上十円以下の罰金を付加せ。五 一月以上二年以下の重懲罰ニ處し五円以上五十円以下の罰金を付加せ。

○第七節 度量衡を偽造する罪

第二百二十九条 商賈農工定規を増減したる度量衡を所有したる者ハ一月以上三月以下の拘役若しくは二円以上三十円以下の罰金を付加せ。若し其度量衡を使用し利益を得たる者ハ該款取財を以て没収す

○第八節 身分を詐稱する罪

第二百三十一条 官署に對し文書又は言語を以て其属籍身分氏名年齢職業を詐稱したる者ハ二円以上三十円以下の罰金を處す

○第五章 健康を害する罪 ○第二節 飲料の淨水を汚穢する罪

第二百四十三条 人の飲料に供する淨水を汚穢し因て之を用ゆる者ハ一月以上三月以下の拘役若しくは二円以上五円以下の罰金を付加せ

○第三節 傳染病豫防規則に悞する罪

第二百四十六条 傳染病豫防の爲め設けたる規則に違背して入港の船舶を上陸し又お品を陸地運搬したる者ハ一年以上二年以下の拘役若しくは二円以上三十円以下の罰金を處せ

第二百四十八条 傳染病流行の際豫防規則に違背し流行地方より他處に出たる者ハ十五日以上六月以下の拘役若しくは二円以上十円以下の罰金を處せ

第二百四十九条 獸畜の傳染病流行の際豫防規則に違背し獸畜を他處に出たる者ハ十日以上三月以下の拘役若しくは五円以上五十円以下の罰金を處せ

○第五節 健康を害する罪 ○第一節 飲食および薬劑を販賣する罪

第二百五十三条 人の健康を害すべき物品を飲食せしめ混和

販賣したる者ハ三円以上三十円以下の罰金ニ處テ

○第六章 風俗を害する罪

第二百五十九條 風俗を害する冊子圖画其他猥褻の物品を公然陳列し又販賣したる者ハ四円以上四十円以下の罰金ニ處テ

第二百五十條 賭場を開張して利を圖り又ハ博徒を招結したる者ハ三月以上二年以下の多額罰金ニ處し十円以上百円以下の罰金を附加ス

第二百六十一條 財物を賭して現ニ博奕を爲したる者ハ一月以上六月以下の多額罰金ニ處し五十円以上五十円以下の罰金を附加シ其賭を忽チ房屋を修了したる者亦同し但し飲食物を燃する者ハ凶限ノ

○第八章 商業及ハ農工の事業を妨害する罪

第二百七十條 農工の雇人ニシテ雇賃を滞し又ハ農工業の景況を害せしむる者ハ雇人及ハ他の雇人ニ對シ偽計威力を以テ妨害を爲したる者ハ一月以上六月以下の多額罰金ニ處し三月以上三年以下の罰金を附加ス

第二百七十一條 雇人ニシテ其雇賃を減し又ハ農工業の多額を變

是る者ハ雇人及ハ他の雇人ニ對シ偽計威力を以テ妨害を爲したる者ハ亦前條ノ同シ

第三編 刑律 財產ニ對シテ重罪輕罪 ○第一章 刑律ニ對シテノ罪 ○第一節 竊盜及強盜ノ罪

第二百九十六條 重罪輕罪を犯するハ便利ある爲め又ハ已ニ犯して其罪を免るる爲め人を殺殺したる者ハ死刑ニ處ス

○第二節 殴打創傷ノ罪

第二百九十八條 人を殴打創傷し二十日以上の時日疾病ニ罹り又ハ職業を営むる能はざるに至せしめたる者ハ一年以上三年

以下の重傷の罪に處せ。其處傷病休業の時日二十日以下に限り
 たる者ハ一月以上一年以下の重傷の罪に處せ。其處傷病休業の時日
 二十日以下に限り
 此條も身体ハ創傷を成らざる者ハ十一年以上以下に重傷の罪に處せ
 第三百四條 毆打ハ他人を創傷したる者ハ仍不毆打
 創傷の本刑を得ず

○第三節 殺傷ハ冥中ノ宥怒及ハ不審罪

第三百十二條 殺傷ハ冥中ノ宥怒及ハ不審罪
 戸櫓等ヲ濫裁損壞せんとする者ヲ防止する為め之ヲ殺傷し
 たる者ハ之ヲ宥怒とす

第三百十四條 身体ハ生命を正當ニ防衛中ニ已むるを以て
 るは之ヲ暴行ノ人を殺傷したる者ハ自己の爲メニ犯人の爲
 めは之ヲ分たざる其罪を論じたる者ハ不正の野蠻に因り自ら
 暴行を招きたる者ハ凶限にあらす

○第四節 過失殺傷の罪

第三百十九條 過失に因り人を創傷し疾病休業を起しめ
 たる者ハ二月以上五百円以下の罰金に處せ

○第八節 墮胎の罪

第三百三十條 懐胎の婦女ヲ藥物其他の方法を以て墮胎し
 たる者ハ一月以上六月以下の重傷の罪に處せ

○第九節 幼老及ハ老疾者ヲ送棄する罪

第三百三十六條 八歳以上満ちたる幼老を送棄したる者ハ一月以上一年
 以下の重傷の罪に處せ。自ら生活するを能はざる老老廢病者ヲ
 送棄したる者亦同

○第十一節 猥褻及淫重婚の罪

第三百四十九條 十二歳以上満ちたる幼女ヲ淫褻したる者ハ輕傷後ハ
 處せ若し強姦したる者ハ重傷後ハ處せ

第三百五十二条 十六歳以上二十歳以下の男女の淫行を勧誘し、媒合し、若し一月以上六月以下の重禁錮を處し、二円以上二十円以下の罰金を處す。

第三百五十四条 配偶者ある者をして婚姻を遂げしむる時、六月以上二年以下の重禁錮を處し、五百以上五十円以下の罰金を付加す。

○第十三節 親戚の父母に対する罪

第三百六十四条 子孫其祖父母父母を對し衣食を供給せしむるに必要なる奉養を缺ちたる者、十五日以上六月以下の重禁錮を處し、二円以上二十円以下の罰金を付加す。

○第二章 財産に対する罪 ○第一節 竊盜の罪

第三百六十六条 人の所有物を竊取したる者、竊盜の罪となす。二月以上四年以下の重禁錮を處す。

第三百七十二條 田野に於て穀類、茶、菓、其他の産物を竊取したる者、一月以上一年以下の重禁錮を處す。

第三百七十三條 山林に於て竹木、礦物、其他の産物を竊取し、又は川、沢、池、湖、沼、海に於て人の生養に若くは營業に關する産物を竊取したる者、亦前条と同

第三百七十七條 祖父、母、父、母、夫妻、子孫及び其配偶者又は同居の兄弟姉妹互ひに、財物を竊取したる者、竊盜を以て論ずるの限あり。

○第三節 遺失物、埋藏物の戻す罪

第三百八十五条 遺失及び漂流の物品を拾得し、隠匿し、所有主に還付せざりし官署に申告せざる者、十日以上三月以下の重禁錮を處し、又は二円以上二十円以下の罰金を處す。

○第四節 家資分散の罪

第三百八十八条 家資分散の際、其財産を藏匿、脱膈し、又は

虚偽の負債を増加したる者ハ二月以上四年以下の重禁錮ニ處ス
第三百八十九条 家資其公散の際帳簿の類を藏匿毀棄し若くハ公散決定の後債主中の一人又ハ数人ニ其負債を転讓して他の債主を害したる者ハ二月以上二年以下の重禁錮ニ處ス

○第五節 詐偽取財の罪及ハ受寄財を没収する罪
第三百九十条 人ヲ欺罔し又ハ恐喝し財物若クハ證書類を騙取したる者ハ詐欺取財の罪ト爲り二月以上四年以下の重禁錮ニ處し四十以上四十円以下の罰金を付加ス

○第七節 放火失火の罪
第四百二条 火を放て人の住居したる家屋を焼燬したる者ヲ死刑ニ處ス
第四百九条 火を失くし人の家資其財産を焼燬したる者ハ二十円以上二十円以下の罰金ニ處ス

○第十節 家屋器物を毀壞し及ハ動植物を害する罪
第四百七条 人の家資其他の建造物を毀壞したる者ハ一年以上五年以下の重禁錮ニ處し二十円以上五十円以下の罰金を付加ス

第四百二十二条 人の牛馬を殺したる者ハ一月以上六月以下の重禁錮ニ處し二十円以上三十円以下の罰金を付加ス

第四節 違警罪
第四百二十五条 尤の諸件を犯したる者ハ三日以上十日以下の物申處し又二十円以上二十円九十五銭以下の料料ニ處ス

一規則を遵守せずして火災其其他破損を可き物品を市街に運搬し又若クハ規則を遵守せずして火災其其他破損を可き物品又ハ自ら火を發し若クハ火を起し又ハ取賣したる者ハ四人家稠密の場所若クハ煙火を製造し又ハ取賣したる者ハ五蒸餾器械其其他煙筒火たり又煙火其其他火品を玩びし者ハ五蒸餾器械其其他煙筒火

竈を建造修補し及び掃除する規則を違背する者。六官署の督促を交けて崩壊せんとする家屋牆壁の修理を為さざる者。官許を濫用して死屍を解剖したる者。八自己の所有地内は死屍あるを知らず官署に申告せし又他所へ移したる者。九人を殴打して創傷疾病に至らざる者。十密に賣淫を為し又其姦合容止を為したる者。十一人の住居せざる家屋内は潜伏したる者。十二定りたる仕居なく平常當生の産業なくして總方。三排佃する者。十二官許の墓地外は移して私に埋葬したる者。十四遠敬罪の犯人を曲庇する為め偽証したる者。但彼は又偽証の爲め刑を免ぐるときは第二百十九条の例に依る。

第四百二十六条 尤の器物を犯したる者。二日以上五日以下の拘留。又五十銭以上一円五十銭以下の科料。又一人家の近傍又は山林田野に於て濫りよ火を焚く者。二水火

其他の者。三不熟の菓物又は腐敗したる飲食物を販賣したる者。四健康を保護する為め設けたる規則又は法律を違背したる者。五人の通り止め可き場所にある危険の井溝その他凶器を蓋し又防圍を為さざる者。六路上に於て犬其他の獣類を喚び又驚愕せしめたる者。七発狂人の看守を怠り路上徘徊せしむる者。八狂犬猛獸等の暴行を怠り路上に放ちたる者。九妻死に横死を為して埋葬したる者。十墓碑及び路上の神仏を毀損し又汚瀆したる者。十一神祠仏堂その他公の建造物を汚瀆したる者。十二公然人を罵詈喧嘩したる者。但詬を待ててその罪を論じ

第四百二十七条 尤の器物を犯したる者。一一年以上三日以下の拘留。又二十銭以上一円二十五銭以下の科料。又一濫りよ車馬を疾駆し行人の防害を為したる者。二制止を

青せむし七人の群集したる場所へ車を牽きたる者。三夜中
 煙火をたきし七車るを疾駆したる者。四木石等を道路に堆積し
 て防囲を設けず又標識の遮燈を怠りたる者。五瓦砾を道路
 及び公園に投擲したる者。六禽獣の死屍を道路に棄擲し
 又取除くざる者。七汚穢物を道路及び公園に投擲したる
 者。八糞尿の処理に遠慮なく工商の業を為したる者。九医
 師無資格者故なく急病人の招きし應せざる者。十死亡の申
 告を為さざりし埋葬したる者。十一虚言偽説を為し人を欺
 惑したる者。十二妻子を吉凶禍福を祈するの祈符符咒等を
 為人を惑わし利を圖る者。十三私有外へ濫りし家屋牆壁
 を毀り又軒櫓をかけたる者。十四右軒を毀りし者。又之を
 河岸に床店等をつきこむ者。十五橋上の橋木市街の常燈
 及び劇場等を毀壞したる者。十六道路橋梁その他場所
 又標示したる通り標止及び指道標の敷を毀滅汚損し
 たる者

又標示したる通り標止及び指道標の敷を毀滅汚損し
 たる者

第四百二十八条 左の諸件を犯したる者一日の拘留又

八十銭以上二百以下の科料之處は
 一官署より價額を定めたる物品を定價以下に毀棄したる者。二
 渡船橋梁その他場所の通行料を定めたる者。三
 通行料を妨げたる者。三渡船橋梁その他通行料を払ふ可き場所
 又は於て其定價を定めたる者。四橋上又は於て通行
 料を定めたる者。五官署を汚損し又刻傷を付したる者。六
 橋を毀滅し又官署の警備を妨げし者。七橋下水を汚損し
 又官署の警備を妨げし者。八官署を汚損し又官署の警備を
 妨げし者。九官署を汚損し又官署の警備を妨げし者。十官署を汚損し
 又官署の警備を妨げし者。十一官署を汚損し又官署の警備を
 妨げし者。十二官署を汚損し又官署の警備を妨げし者。十三官署を汚損し
 又官署の警備を妨げし者。十四官署を汚損し又官署の警備を
 妨げし者。十五官署を汚損し又官署の警備を妨げし者。十六官署を汚損し
 又官署の警備を妨げし者。十七官署を汚損し又官署の警備を
 妨げし者。十八官署を汚損し又官署の警備を妨げし者。十九官署を汚損し
 又官署の警備を妨げし者。二十官署を汚損し又官署の警備を
 妨げし者。二十一官署を汚損し又官署の警備を妨げし者。二十二官署を汚損し
 又官署の警備を妨げし者。二十三官署を汚損し又官署の警備を
 妨げし者。二十四官署を汚損し又官署の警備を妨げし者。二十五官署を汚損し
 又官署の警備を妨げし者。二十六官署を汚損し又官署の警備を
 妨げし者。二十七官署を汚損し又官署の警備を妨げし者。二十八官署を汚損し
 又官署の警備を妨げし者。二十九官署を汚損し又官署の警備を
 妨げし者。三十官署を汚損し又官署の警備を妨げし者。三十一官署を汚損し
 又官署の警備を妨げし者。三十二官署を汚損し又官署の警備を
 妨げし者。三十三官署を汚損し又官署の警備を妨げし者。三十四官署を汚損し
 又官署の警備を妨げし者。三十五官署を汚損し又官署の警備を
 妨げし者。三十六官署を汚損し又官署の警備を妨げし者。三十七官署を汚損し
 又官署の警備を妨げし者。三十八官署を汚損し又官署の警備を
 妨げし者。三十九官署を汚損し又官署の警備を妨げし者。四十官署を汚損し
 又官署の警備を妨げし者。四十一官署を汚損し又官署の警備を
 妨げし者。四十二官署を汚損し又官署の警備を妨げし者。四十三官署を汚損し
 又官署の警備を妨げし者。四十四官署を汚損し又官署の警備を
 妨げし者。四十五官署を汚損し又官署の警備を妨げし者。四十六官署を汚損し
 又官署の警備を妨げし者。四十七官署を汚損し又官署の警備を
 妨げし者。四十八官署を汚損し又官署の警備を妨げし者。四十九官署を汚損し
 又官署の警備を妨げし者。五十官署を汚損し又官署の警備を
 妨げし者。五十一官署を汚損し又官署の警備を妨げし者。五十二官署を汚損し
 又官署の警備を妨げし者。五十三官署を汚損し又官署の警備を
 妨げし者。五十四官署を汚損し又官署の警備を妨げし者。五十五官署を汚損し
 又官署の警備を妨げし者。五十六官署を汚損し又官署の警備を
 妨げし者。五十七官署を汚損し又官署の警備を妨げし者。五十八官署を汚損し
 又官署の警備を妨げし者。五十九官署を汚損し又官署の警備を
 妨げし者。六十官署を汚損し又官署の警備を妨げし者。六十一官署を汚損し
 又官署の警備を妨げし者。六十二官署を汚損し又官署の警備を
 妨げし者。六十三官署を汚損し又官署の警備を妨げし者。六十四官署を汚損し
 又官署の警備を妨げし者。六十五官署を汚損し又官署の警備を
 妨げし者。六十六官署を汚損し又官署の警備を妨げし者。六十七官署を汚損し
 又官署の警備を妨げし者。六十八官署を汚損し又官署の警備を
 妨げし者。六十九官署を汚損し又官署の警備を妨げし者。七十官署を汚損し
 又官署の警備を妨げし者。七十一官署を汚損し又官署の警備を
 妨げし者。七十二官署を汚損し又官署の警備を妨げし者。七十三官署を汚損し
 又官署の警備を妨げし者。七十四官署を汚損し又官署の警備を
 妨げし者。七十五官署を汚損し又官署の警備を妨げし者。七十六官署を汚損し
 又官署の警備を妨げし者。七十七官署を汚損し又官署の警備を
 妨げし者。七十八官署を汚損し又官署の警備を妨げし者。七十九官署を汚損し
 又官署の警備を妨げし者。八十官署を汚損し又官署の警備を
 妨げし者。八十一官署を汚損し又官署の警備を妨げし者。八十二官署を汚損し
 又官署の警備を妨げし者。八十三官署を汚損し又官署の警備を
 妨げし者。八十四官署を汚損し又官署の警備を妨げし者。八十五官署を汚損し
 又官署の警備を妨げし者。八十六官署を汚損し又官署の警備を
 妨げし者。八十七官署を汚損し又官署の警備を妨げし者。八十八官署を汚損し
 又官署の警備を妨げし者。八十九官署を汚損し又官署の警備を
 妨げし者。九十官署を汚損し又官署の警備を妨げし者。九十一官署を汚損し
 又官署の警備を妨げし者。九十二官署を汚損し又官署の警備を
 妨げし者。九十三官署を汚損し又官署の警備を妨げし者。九十四官署を汚損し
 又官署の警備を妨げし者。九十五官署を汚損し又官署の警備を
 妨げし者。九十六官署を汚損し又官署の警備を妨げし者。九十七官署を汚損し
 又官署の警備を妨げし者。九十八官署を汚損し又官署の警備を
 妨げし者。九十九官署を汚損し又官署の警備を妨げし者。一百官署を汚損し
 又官署の警備を妨げし者。

文を偽りて人の之を蒙るる者。十他人の船を盗みたる半らざる者。他の獣類を解放したる者。十一他人の畜畜たる舟筏を解放したる者。

第四百二十九条 左の條件を犯したる者ハ五米以上五十元以下の科料ニ處ス
一 橋梁又ハ堤防の害とならば場所ノ舟筏を盗みたる者。二 牛馬車又ハ他物物を盗みたる者。三 横へ又ハ木ノ薪炭等を推積して行人の妨害を爲したる者。四 車馬を盗み牽て行人の妨害を爲したる者。五 水路に於て舟を盗み通船の妨害を爲したる者。六 夜番の督促を受けし道傍の掃除を怠らざる者。七 制止を肯せしむる後上は隠蔽を爲し行人の妨害を爲したる者。八 半らざるを牽き又ハ書するを忽るせしむる行人を妨害を爲したる者。九 出入を禁止したる場所ハ濫りハ出入したる者。十 通行禁止の標

示を犯して通行したる者。十一 道路に於て放教言聲を爲して制止を肯せざる者。十二 碓町として路上ハ喧嘩し又ハ解臥したる者。十三 路上の常燈を消したる者。十四 人家の掃除を怠らざる者。十五 邸宅の番号標札招牌又ハ貸家賣家家の紙紙を他報告の標標等を毀損したる者。十六 他人の田野園圃に於て草菓を採食し又ハ花卉を採折したる者。十七 公園の紙別を犯したる者。十八 道路に於て他人の回圃を通りし又ハ半馬を牽入きたる者。
第四百三十条 前條多の犯禁するの外各地方の便宜より定むる所の違警罰を犯したる者ハ其罰則は從て處罰す

刑法摘要終

附言 要
 已上畧其要を抜録を以て雖も紙数限
 あり未だ全く盡せざるとすべからば
 着官其詳細を要する時を其本書を小就
 たる此餘條を見るべし且違警罪の弦
 刑法附録の令あり然もど本編の彫
 成後の発令を以て爰も轄を缺く
 之を一つハ餘白をおきの憂も懸る敢
 て予が杜選を而も已深く咎め給りば
 幸甚の至りあり
 編者敬白

明治十五年二月廿二日御届
 年三月十六日出版

完價八錢

編輯兼 東京府平民
 高崎 脩助
 出版人 日本橋区濱町三丁目十二番地

発売 東京通四丁目 丸屋 鉄次郎
 全 桶町 東崖堂富太郎
 元 全 芝三鴛町 山中 市兵衛

○鏡山の寶録 全二冊 定價金十五錢
 ○太平腹つゞき 小本全二冊 定價金十錢
 ○宇津文彌志寶録 全二冊 定價金廿五錢
 ○女大子 大本全冊 定價金四十五錢

